官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（環境九）　一
〔規　則〕
○国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（国家公安委二）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二五）　二
○タイ王国におけるターク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（外務一〇四）
○バルバドスにおけるカリブ緊急オペレーションセンター建設計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一〇五）
○ベネズエラ・ボリバル共和国における医学教育環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同一〇六）
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（文部科学六六）
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録コンサルタント講習機関の代表者の氏名を変更した件（厚生労働一二五）
○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録型式検定機関の代表者の氏名を変更した件（同一二六）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産四四八）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四四九～四五三）
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（国土交通四二五）
○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件（同四二六）
○自衛隊の使用する船舶に対する信号符字を取消しする件（防衛八七）
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一〇、一一）
○道路に関する件（中部地方整備局三五）
○都市計画に関する件（同三六）　二
○都市計画に関する件（近畿地方整備局四二～四八）　二
○道路に関する件（中国地方整備局三六）
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局七～一〇）
〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　三
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　四
〔官庁報告〕
官庁事項　五
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
除籍の一部が滅失した件
（法務省告示配六三）
日本国に帰化を許可する件（同六四）
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○環境省令第九号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）第二十九条の規定に基づき、認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

環境大臣　石原　宏高

使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の承諾に係る書面の記載事項）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十九条第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託に係る使用済指定再資源化製品（産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）であるものに限る。以下同じ。）の数量

二　委託を行う認定自主回収・再資源化事業者の氏名又は名称、住所及び認定番号

三　承諾の年月日

四　法第五十七条第二項に規定する行為を委託しようとする者（以下「受託者」という。）の氏名又は名称

五　受託者が個人の場合にあっては、その住所

六　受託者が法人の場合にあっては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項）

第二条　令第二十九条第二号ニの環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託契約の有効期間

二　認定自主回収・再資源化事業者が受託者に支払う料金